



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 1
- 沖縄県織物検査規格の一部を改正する告示（商工振興課） 1
- 県道の供用の開始（道路管理課） 3
- 海岸保全区域の指定（海岸防災課） 3

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課） 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） 6

企業局事項

- 沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程 7

選挙管理委員会事項

- 政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正・2件 7

告 示

沖縄県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成23年 9月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡恩納村字瀬良垣瀬良垣原656番1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 漁港施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第467号

沖縄県織物検査規格の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年 9月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

沖縄県織物検査規格の一部を改正する告示

沖縄県織物検査規格（昭和49年沖縄県告示第262号）の一部を次のように改正する。

別表第2(1)を次のように改める。

- (1) 久米島^{つむぎ}紬の組成

ア 着尺

(単位：1反)

組成		製品区分		
		1	2	3
使用糸	経糸	生糸 147デニール以上	つむぎ 紬糸 123デニール以上	生糸 84デニール以上
	緯糸	手つむぎ 紬糸 120デニール以上	手つむぎ 紬糸 120デニール以上	手つむぎ 紬糸 120デニール以上 生糸 84デニール以上
おさ 箆 (ヨミ数)		14以上	12以上	20以上
組織		平織	平織	平織
幅 (cm)		37.0以上	37.0以上	37.0以上
長さ (m)		12.30以上	12.30以上	12.30以上
密度	経糸本数 (本/cm)	28以上	24以上	40以上
	緯糸本数 (本/cm)	20以上	19以上	18以上
重量目安 (g)		560	560	460

イ 帯
帯地

(単位：1本)

組成		製品区分		
		広 幅 帯		
		1	2	3
使用糸	経糸	生糸 147デニール以上	生糸 168デニール以上	生糸 147デニール以上
	緯糸	つむぎ 紬糸 200デニール以上	生糸 168デニール以上 つむぎ 紬糸 200デニール以上	生糸 147デニール以上
おさ 箆 (ヨミ数)		12以上	10以上	8以上
組織		平織	平織	平織
幅 (cm)		33以上	33以上	33以上
長さ (m)		4.80以上	4.80以上	4.80以上
密度	経糸本数 (本/cm)	24以上	20以上	16以上
	緯糸本数 (本/cm)	18以上	19以上	20以上
重量目安 (g)		250	240	240

別表第2(2)中「泥染にあつては別に定める標準色以上と認められるもの」を「良好なるもの」に改める。

附 則

この告示は、平成23年 9月20日から施行する。

沖縄県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成23年 9月20日から同年10月 3日まで一般の縦覧に供する。

平成23年 9月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 (1) 路線名 131号線
- (2) 供用開始の区間 八重瀬町字新城1267番 3 から八重瀬町字新城1475番まで
- (3) 供用開始の期日 平成23年 9月20日
- 2 (1) 路線名 131号線
- (2) 供用開始の区間 八重瀬町字新城1040番 2 から八重瀬町字新城960番まで
- (3) 供用開始の期日 平成23年 9月20日
- 3 (1) 路線名 131号線
- (2) 供用開始の区間 八重瀬町字新城960番から八重瀬町字新城2033番 1 まで
- (3) 供用開始の期日 平成23年 9月20日

沖縄県告示第469号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成23年 9月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	平良湾海岸	伊是名地区海岸伊是名地先海岸	基点1 から基点20までを順次直線で結んだ線、補助点1 と補助点2 を直線で結んだ線、基点1 と補助点1 を直線で結んだ線及び基点20と補助点2 を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 三等三角点（敢14）伊是名原（北緯26度36分46秒1487、東経128度9分7秒4077）から310度17分19秒440.34メートルの地点 基点2 基点1 から163度54分11秒11.01メートルの地点 基点3 基点2 から155度30分6秒50.06メートルの地点 基点4 基点3 から154度49分16秒16.01メートルの地点 基点5 基点4 から151度13分55秒11.79メートルの地点 基点6 基点5 から149度6分59秒12.13メートルの地点 基点7 基点6 から146度4分29秒45.32メートルの地点 基点8 基点7 から141度57分11秒13.29メートルの地点 基点9 基点8 から139度0分4秒7.96メートルの地点 基点10 基点9 から139度37分1秒29.82メートルの地点 基点11 基点10から138度49分41秒31.66メートルの地点 基点12 基点11から167度47分37秒16.57メートルの地点 基点13 基点12から152度7分13秒6.65メートルの地点 基点14 基点13から152度55分46秒4.51メートルの地点

基点15	基点14から179度7分47秒2.37メートルの地点
基点16	基点15から325度53分56秒4.33メートルの地点
基点17	基点16から229度36分3秒6.55メートルの地点
基点18	基点17から170度29分39秒12.11メートルの地点
基点19	基点18から57度59分32秒20.41メートルの地点
基点20	基点19から341度36分29秒45.16メートルの地点
補助点1	基点1から56度54分37秒168.23メートルの地点
補助点2	基点20から56度54分38秒159.15メートルの地点

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成23年 9月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職種	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
保健師	若干名	保健に関する業務に従事する。	福祉保健所等

2 受験資格

- (1) 保健師を希望する者 昭和58年4月2日以後に生まれた者で、保健師免許を有するもの又は平成24年7月末日までに当該免許を取得する見込みのあるもの
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所等

試験区分	試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
第1次試験	平成23年10月30日 （日曜日）午前8時30分から12時30分まで	教養試験	公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。	沖縄県自治研修所 （那覇市西） 宮古合同庁舎（宮古島市字西里） 八重山合同庁舎（石垣市字真栄里）
		作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。	
第2次試験	平成23年12月中旬に、適性検査及び面接試験を実施します。なお、試験の日時、場所等については、第1次試験合格者に通知します。			

4 募集要綱の入手方法

募集要綱の入手については、沖縄県総務部人事課ホームページ（<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=17>）からダウンロードできるほか、次の表に掲げる場所で配布します。

配布場所	所在地	電話番号
沖縄県総務部人事課	那覇市泉崎1丁目2番2号 県庁行政棟5階	098-866-2090

沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号 北部合同庁舎1階	0980-52-2834
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号 中部合同庁舎1階	098-894-2551
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地 宮古合同庁舎2階	0980-72-2551
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1 八重山合同庁舎2階	0980-82-3040
沖縄県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号 都道府県会館10階	03-5212-9087
沖縄県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目1番3-2100 大阪駅前第3ビル21階	06-6344-6828
沖縄県名古屋情報センター	名古屋市中区栄四丁目1番1号 中部日本ビルディング4階	052-263-3618
沖縄県福岡情報センター	福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル2階	092-739-6111

5 申込方法

(1) インターネットによる申込み（以下、電子申請という。）の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込が可能です。

ア 申込手順 沖縄県ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>) のトップページ右下「県政情報」の中の「採用・資格」から、「平成23年度沖縄県職員（保健師）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

※電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照してください。

イ 注意事項

(ア) ご使用のパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、ご注意下さい。また、プリンタが必要になりますのでご準備下さい。

(イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。

(ウ) 受験票は、受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票送付についてお知らせしますので、各自で受験票を印刷し、試験日に持参してください。受験票は郵送しません。

(2) 郵送による申込みの場合 次に掲げるものをウの申込先へ簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 50円切手を貼ったはがき（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

ウ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2090

(3) 受付期間 平成23年9月20日（火曜日）から同年10月14日（金曜日）まで。電子申請による申込みの場合は平成23年9月20日（火曜日）午前9時から同年10月14日（金曜日）午後5時までに申込データの受信を完了したもの、郵送の場合は平成23年10月14日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 留意点 受付後は、試験会場の変更はできません。

6 第1次試験に持参するもの

(1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県人事課から送付される受験票（はがき）を持参してください。）

(2) 履歴書（平成23年度選考採用試験関係。募集要綱に添付されている「履歴書（平成23年度選考採用試験関係）」に自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込み前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付して下さい。）

(3) 保健師免許の写し（取得見込みの者を除く。）

7 合格発表 第1次試験の合格者は平成23年11月下旬に、第2次試験の合格者は平成24年1月中旬に、県庁正門、宮古合同庁舎及び八重山合同庁舎の掲示板にそれぞれ掲示するほか、合格者に通知します。

8 合格発表後の取扱い

- (1) 最終合格者は、平成23年度沖縄県職員選考採用候補者名簿に登録され、原則として、平成24年4月（保健師にあつては、免許取得後）に採用されます。
- (2) 最終合格者の数は、年間の欠員見込み数、採用されることを辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用予定数を上回る合格者数となり、合格しても採用されないことがあります。
- (3) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。
- (4) 選考採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から1年間です。ただし、採用されることを辞退した者は、選考採用候補者名簿から削除します。

9 給与

- (1) 初任給は、平成23年4月1日現在で、大学卒業後すぐに採用された場合保健師201,100円で、経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

10 その他

- (1) 試験当日は、6（第1次試験に持参するもの）に掲げるもののほか、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。
- (2) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず返却しません。
- (3) 試験会場には、駐車場を確保していないので、自動車、二輪車等の利用は、ご遠慮ください。
- (4) 試験会場内は、禁煙です。各会場所定の喫煙所を利用してください。
- (5) 郵送で申し込まれた方で、平成23年10月26日（水曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県総務部人事課人事調整班あてに電話連絡してください。

11 問合せ先 沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号 098—866—2090）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月8日まで縦覧に供する。

平成23年9月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人金武町国際交流支援センター
- 3 代表者の氏名 大城将二
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡金武町字金武6322番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は一般市民・外国人に対して、海外からの又は海外への手紙・文章等の翻訳や両者の間に入り通訳を行って、言葉の壁によって遮断されていた異文化との交流を支援し、翻訳・通訳を通じた町作りの推進と国際交流の発展を目指すと共に、一般市民の英語力向上とネットを活用した国際交流も目指して、広く公益に貢献することを目的とします。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ダイレックス石川店 うるま市石川一丁目44番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大島秀昭
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 （仮称）ダイレックス石川店出店計画地は、三方

を市道石川西線、市道石川84号線及び市道石川83号線に面しており、特に市道石川西線は、主要幹線道路である。来店車両が多く見込まれるオープン時や繁忙時には、混雑が予想されるため、出入口付近に交通整理員を配置し、横断歩行者の安全に十分な配慮を要する。

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年9月20日から同年10月20日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第10号

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 9月20日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 仲 田 文 昭

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。
第9条第2項の表沖縄県企業局水質管理事務所の項中「北谷町」を「うるま市」に改める。

附 則

この規程は、平成23年9月26日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 事 項

沖縄県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本司法書士政治連盟沖縄県会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成18年沖縄県選挙管理委員会告示第45号）を次のとおり訂正する。

平成23年 9月20日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿 波 連 本 伸

日本司法書士政治連盟沖縄県会のうち1中

「(1) 収入総額	5,005,100円」を
「(1) 収入総額	5,155,100円」に、
「イ 本年收入額	2,829,475円」を
「イ 本年收入額	2,979,475円」に、
「(3) 翌年への繰越額	2,110,020円」を
「(3) 翌年への繰越額	2,260,020円」に改める。

日本司法書士政治連盟沖縄県会のうち2中

「ア 個人の負担する党費又は会費	2,785,000円」の次に
「イ 寄附	
(ア) 寄附 (内訳別掲)	150,000円 を加え、
a 政治団体からの寄附	150,000円」
「イ その他の収入	44,475円」を
「ウ その他の収入	44,475円」に、
「合 計	2,829,475円」を
「合 計	2,979,475円」に改め、
「合 計	2,979,475円」の次に
「〔寄附の内訳〕	

ア 政治団体からの寄附（5万円を超えるもの）		
（寄附者の名称）	（金 額）	（事務所の所在地） を加える。
日本司法書士政治連盟	150,000円	東京都新宿区
小 計		150,000円」

沖縄県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本司法書士政治連盟沖縄県会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成19年沖縄県選挙管理委員会告示第52号）を次のとおり訂正する。

平成23年 9月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿 波 連 本 伸

日本司法書士政治連盟沖縄県会のうち1中

「(1) 収入総額	5,337,483円」を
「(1) 収入総額	5,487,483円」に、
「イ 前年繰越額	2,110,020円」を
「イ 前年繰越額	2,260,020円」に、
「(2) 支出総額	3,161,148円」を
「(2) 支出総額	3,311,148円」に改める。

日本司法書士政治連盟沖縄県会のうち2中

「イ 政治活動費	1,999,612円」を
「イ 政治活動費	2,149,612円」に、
（イ） 寄附・交付金	1,046,000円」を
（イ） 寄附・交付金	1,196,000円」に、
「合 計	3,161,148円」を
「合 計	3,311,148円」に改める。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---